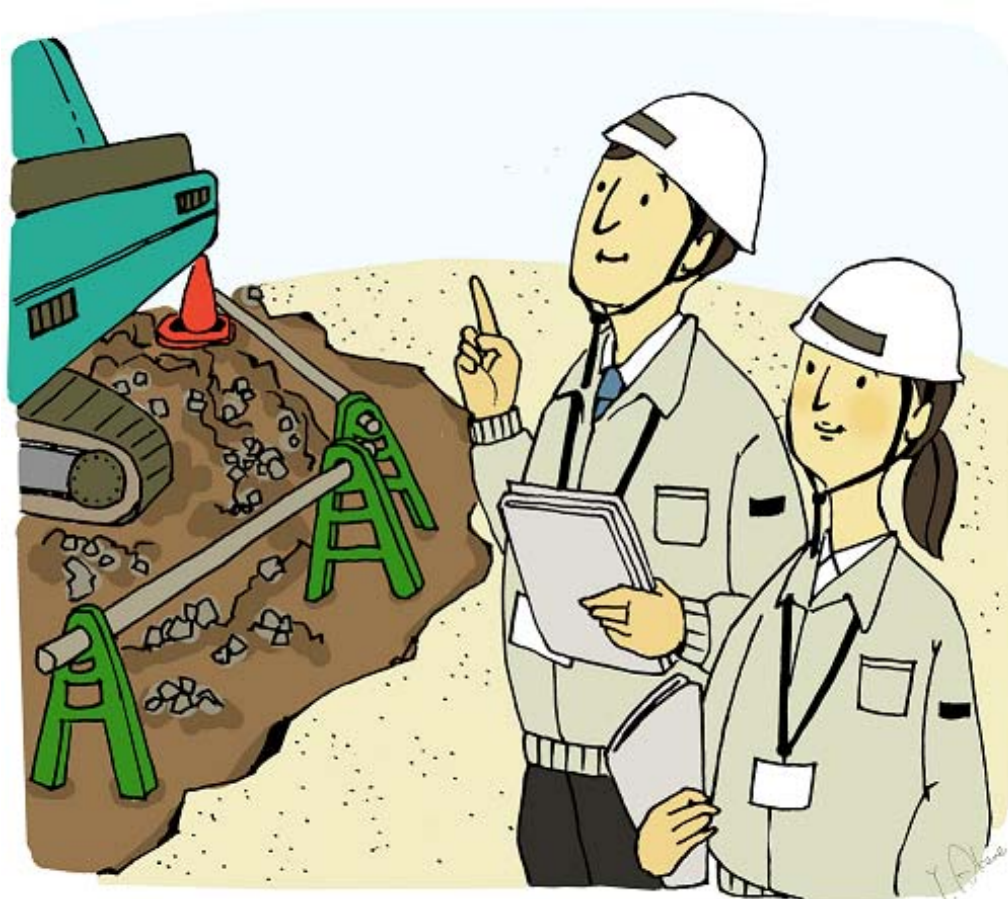


地方公共団体担当者のための  
**建設作業振動対策の手引き**



環境省水・大気環境局  
大気生活環境室



## はじめに

振動規制法が制定されてから、はやくも40年近くが経過しました。その間に、環境振動を巡る状況は大きく変化し、測定機器や振動対策も著しく発達しましたが、新たな振動苦情も増加しています。

環境省の統計等においても、振動に絡む苦情は依然として多く、最近では建設工事、特に解体工事に伴う振動や騒音の苦情が多くなっています。これは、建設重機の使用が増えるとともに、住宅密集地等の狭い現場でも建設重機が使われるようになってきたことによると考えられます。

しかしながら、多様な建設機械の開発により、その建設作業がどのような作業なのか、法令の規制対象なのかが分かりにくい場合も多く生じております。そこで、現場で確認に使うための手引きへの要望が地方公共団体等から出されています。

また、振動への対応としては、振動規制法令等による一連の手続と公害紛争処理法に基づく苦情処理があり、市町村等から、一連の手続についての分かりやすい事務処理方法の解説が求められていました。

さらに、振動の測定においては、デジタル式の測定器の普及もあり、より具体的に振動の測定についての適切な手引きへの要望も出されていました。

そこで、「建設作業振動対策に関する検討委員会」を設置して、地方公共団体の担当者等が建設現場でも使用できる分かりやすい手引きを作成し、振動行政の一助となるように考えました。

また、平成24年度からは、振動規制法の多くの事務がすべての市の事務となり、多くの担当者が振動行政について従事することになります。これらのことから、振動対策の一層の推進のために手引きを作成しました。

この「建設作業振動対策の手引き」が有効に活用され、振動対策が一層推進されることを期待しています。

# 目次

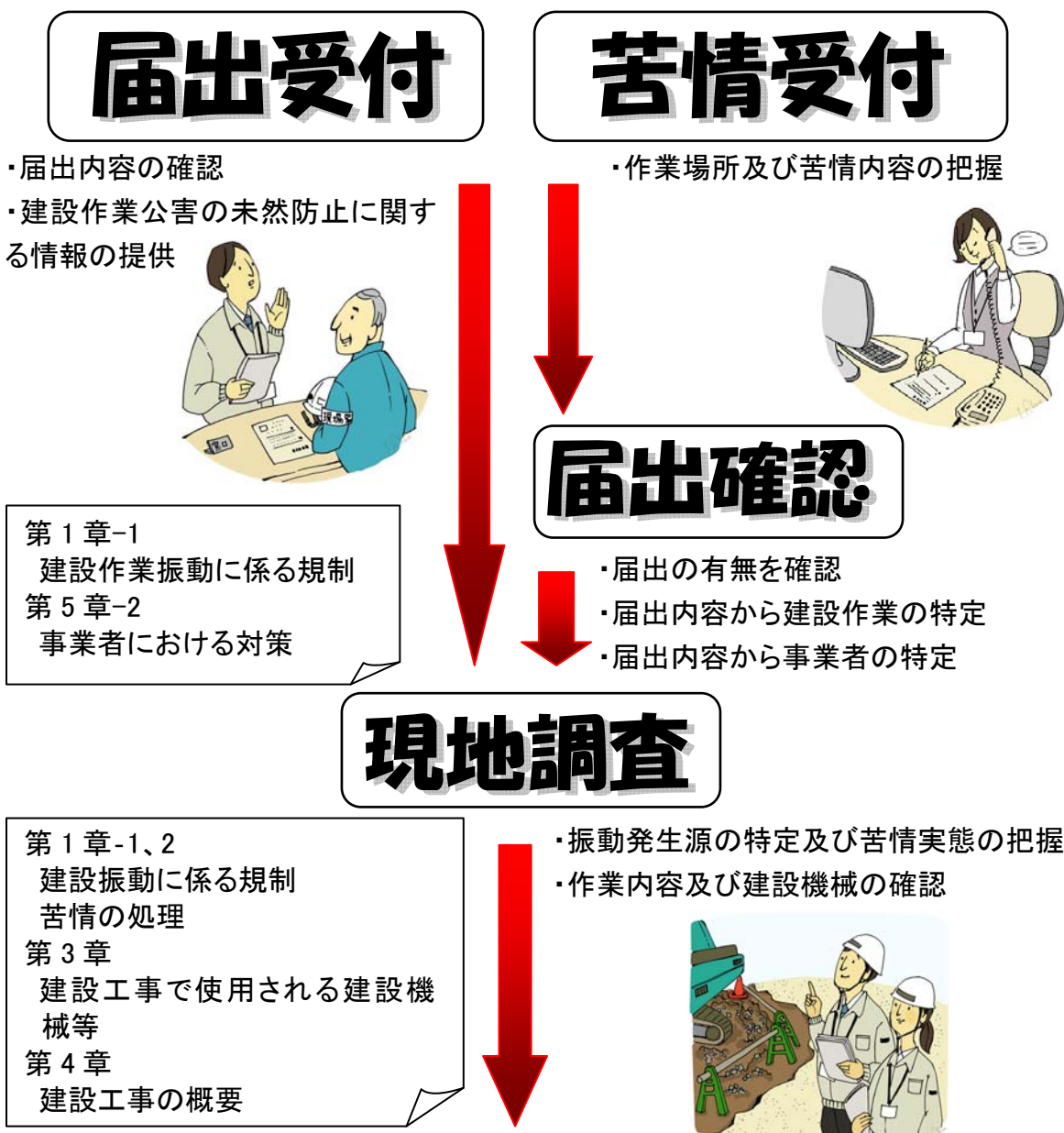
手引きの使い方	1
第1章 建設作業振動に係る施策	3
1 建設作業振動に係る規制	4
(1) 振動規制のあゆみ	4
(2) 建設作業振動の現状	4
(3) 建設作業振動に係る規制の概要	6
2 苦情処理	14
(1) 法令による規制	14
(2) 苦情処理における測定	15
(3) 苦情処理の実務	16
(4) 行政指導の概要	17
(5) 低振動型機械の認定制度	18
第2章 振動の測定と評価	20
1 振動の測定と評価	21
2 振動加速度と周波数	21
3 振動レベル	22
4 測定値の決定方法	23
5 測定値の評価方法	24
6 振動規制法に基づく測定方法	25
(1) 振動レベル計の概要	25
(2) 測定方法	26
(3) 苦情にかかる測定の留意	34
第3章 建設工事で使用される建設機械等	35
第4章 建設工事の概要	48
第5章 建設作業振動における対策	67
1 地方公共団体における対策	68
(1) 事前対策	68
(2) 事後対策	70
2 事業者における対策	73
(1) 建設作業における対策	73
(2) ソフト面及びハード面における対策	79
まとめ	90
付録1 住宅構造の分類	91
付録2 基礎の分類	99



## 手引きの使い方

この建設作業振動対策の手引きは、建設作業振動の規制や苦情を担当する地方公共団体の担当者」が建設作業振動に関する規制の内容を理解するとともに、建設作業振動による公害の未然防止及び低減に関する対策を指導するために必要な事項を記載しています。

特定建設作業の届出や建設作業振動に係る苦情を受けた際は、下記の手順を参考に、対象となっている建設作業の概要や使用されている建設機械の確認を行うとともに、必要に応じて測定を行って、振動の実態把握に努めます。そのうえで、それぞれの状況に沿った振動の低減対策及び未然防止に関して指導等を行ってください。



# 測定

・敷地境界線での測定と評価

・作業場敷地境界線及び苦情申立て人  
住居付近の測定による実態の把握

第 2 章  
振動の測定と評価  
付録  
建屋の構造及び基礎



# 行政指導

・未届出作業に係る届出の指導等

・ハード面及びソフト面での対策及び振動公害の未然防止に関する指導

第 1 章-1  
建設作業振動に係る規制  
第 5 章-2  
事業者における対策



# 施策検討

・建設作業公害の未然防止等に向けた対策の検討

・条例の見直し

・対応手法の検討

第 1 章-1  
建設作業振動に係る規制  
第 5 章-1  
地方公共団体における対策

